随意契約理由書

件　　名	令和8年度 6000形 ATC/O試験器校正業務
契約の相手方	三菱プラントエンジニアリング株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

随意契約の理由

ATC/O試験器は電車のATC/O装置に対して、速度等価信号・ATC信号などを入力し、試験を行い、ATC/O装置の健全性を確認するものである。

ATC/O装置の健全性を担保する為には、ATC/O試験器が正常に動作する必要がある。

上記確認作業を担当する者は、ATC/O試験器に関する知識・技術を有するとともに、当該試験器の機能・構造等を熟知している必要がある。

これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは、当該装置の製作を担当した三菱電機株式会社以外にないが、同社は平成20年度より三菱プラントエンジニアリング株式会社に保守業務を移管しており、現在今回の業務を実施できるのは上記業者だけである。

担当部署 （問合せ先）	交通局　高速鉄道部　地下鉄車両課　（電話番号　791-6582）